

金シャチ募金に

〈名古屋城天守閣寄附金〉

ご協力をお願いします

名古屋城は、徳川家康の命により諸大名を動員した「天下普請」として築城が行われ、1612年に天守が完成しました。1930年には宮内省より名古屋市に下賜され、本丸御殿などの建造物とともに、城郭として初めて国宝に指定されました。しかし、太平洋戦争により、1945年に天守や本丸御殿などの主要な建造物は惜しくも焼失してしまいました。

現在の天守閣については、戦後、市民の多大な寄附により再建された鉄骨鉄筋コンクリート造の建造物ですが、再建から半世紀が経過し、設備の老朽化や耐震性の確保などの問題が発生しています。そのような課題を克服するとともに、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進するため、「金城温古録」や「昭和実測図」「ガラス乾板写真」など、現代に残された豊富な資料に基づく天守閣の木造復元を進めています。

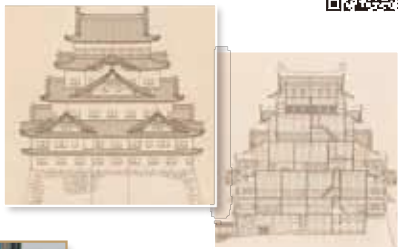
2017年7月から、寄附金の受け皿となる「名古屋城天守閣積立基金」を設置しました。基金の趣旨にご賛同いただき、皆様の格別のご支援を賜りますようお願いいたします。

詳しくは名古屋城公式ウェブサイトをご覧ください。▶



昭和実測図

焼失前の名古屋城内にあった国宝建造物24棟を実測した豊富な図面



きんじょうおん ころく

金城温古録

尾張藩士が編集した、名古屋城内の様子等が詳細に記録された「名古屋城の百科事典」とも言うべき書



かんばん

ガラス乾板写真

焼失前に撮影された700枚を超える膨大な量の乾板写真

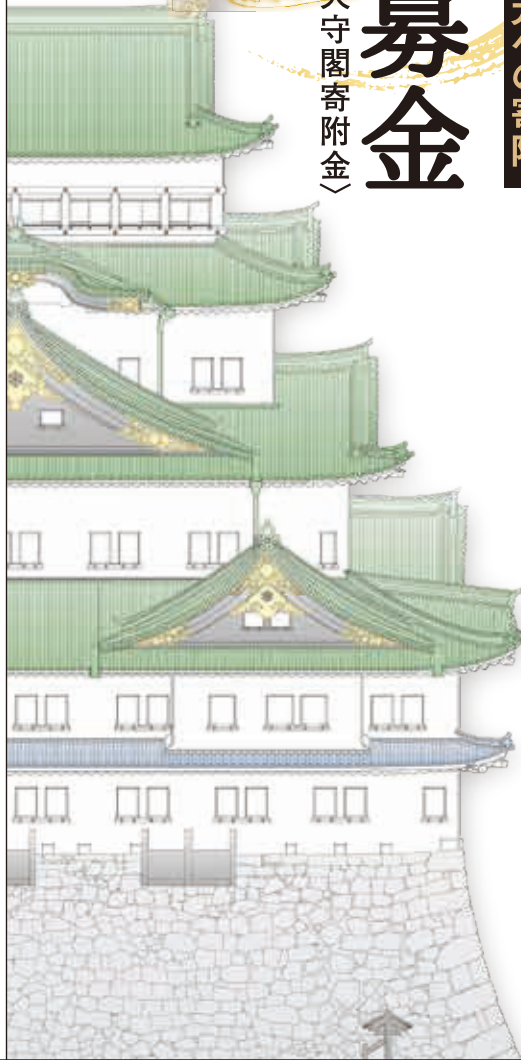


金シャチ募金

〈名古屋城天守閣寄附金〉

名古屋城天守閣

木造復元への寄附



◆ 納付書の記入例

名古屋市中区〇〇町〇丁目
△△△マンション101号室

名古屋太郎様納

個人として寄附
 法人・団体として寄附

金額 ¥5,000.00

WEB顕彰が不要(1千円以上の方)
 御芳名板が不要(5万円以上の方)
 特典は全て不要

名古屋太郎さんが
5万円を寄附される場合

「ふるさと納税」で税控除を申請したい方は、寄附者氏名と税控除の申請者氏名が同一人である必要があります。複数名の記入はしないでください。

個人で寄附される場合は、「個人として寄附」の□に✓をご記入ください。法人や団体で寄附される場合は、「法人・団体として寄附」の□に✓をご記入ください。

金額の頭部に¥をご記入ください。

インターネット上の名古屋城公式ウェブサイトにて氏名を掲示する「WEB顕彰」、木造復元される天守閣に設置予定の氏名を掲示する「芳名板」が不要の場合は、□に✓をご記入ください。

お礼が全て不要の場合は、□に✓をご記入ください。

※納付書中の「特典」は下表の「お礼」のことです。

WEB顕彰・募金者証・芳名板の氏名表記につきましては、ご寄附いただいた後、後日お礼状とともに「氏名表記希望届」を送付いたします。納付書にご記入いただいた寄附者氏名以外での表記をご希望の際は、「氏名表記希望届」に必要事項をご記入のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

氏名表記のご希望例：寄附者氏名に加え、ご家族の氏名を表記したい。
→「名古屋太郎・花子・愛子」

お礼のご紹介（個人対象）

寄附金額の段階	お 礼					
	WEB顕彰 名古屋城公式ウェブサイトにて氏名等を掲示	金シャチ手形 名古屋城の年間無料入場券を送付※	募金者証 和紙製等の証書を送付	内覧会招待 木造復元天守閣竣工後に内覧会へ招待	芳名板 木造復元天守閣内に氏名等を掲示	記念品 オリジナルグッズを送付
1千円	掲示	1年間有効	送付	招待	掲示	送付
1万円						
3万円						
5万円						
10万円						
50万円	約3か月後に掲示	約3か月後に送付 有効期間は約4か月後から開始、木造復元天守閣竣工後から開始ではありません。	約3か月後に送付	招待	掲示	送付
100万円						
掲示・発送等の目安	約3か月後に掲示	約3か月後に送付 有効期間は約4か月後から開始、木造復元天守閣竣工後から開始ではありません。	約3か月後に送付	招待	掲示	送付

※金シャチ手形は、名古屋市内在住の方には提供できません。※団体・法人の寄附者については、「WEB顕彰」・「募金者証（和紙製等）」・「芳名板」のみが対象です。
●5万円以上の寄附者については、石碑（場所未定）に氏名を刻む予定です。●寄附者は、永代帳に記載し、永年保存します。

◆ 氏名等の表記について

お礼のうち「WEB顕彰」・「募金者証（和紙製等）」・「芳名板」に限り、連名等の表記内容を指定することができます。（20文字以内。「WEB顕彰」・「募金者証（和紙製等）」・「芳名板」共通の表記）
連名等希望の方は、後日（約1か月後）お礼状とともにお送りする氏名表記希望届に必要な事項を記入し返送してください。
納付書には連名などの希望は記入しないでください。

— 税制上の優遇措置について —

●詳しくは、名古屋公式ウェブサイト「寄附金に関する市税の制度について」をご覧ください。
納付書を使い納付場所（本市指定の金融機関）で寄附された場合、その場で渡される「領収書」を大切に保管いただき、確定申告にご利用ください。

個人の方：ふるさと寄附金（納税）制度の適用を受けることができます。（名古屋市内・市外在住を問いません）

企業の方：寄附された金額を法人税法の規定により損金算入することができます。

【名古屋市内の企業の皆さまへ】

2019年4月1日から2021年3月31日までに終了する事業年度において5,000円以上の寄附を行った場合、寄附金額に応じて名古屋市の法人市民税が減免されます。（企業寄附促進特例税制）

◎お問い合わせは

名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 管理活用課
〒460-0031 名古屋市中区本丸1番1号
電話：052-231-1700 FAX：052-201-3646
nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

このリーフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。（令和元年6月発行）